

「杉並区区民等の意見提出手続」の結果報告書

◎政策等の題名：「(仮称)杉並区暴力団排除条例(案)骨子」

◎政策等の案の公表の日：平成24年2月11日

◎意見提出期間：平成23年12月1日(木)～平成23年12月30日(金)(30日間)

上記の政策等の案について意見提出手続を行った結果、4件の意見の提出がありました。

提出方法別の件数及び項目数は、以下のとおりです。

提出方法	件数(A+B)	人数(A)	団体数(B)	項目数
文書	2	2		4
F A X	0			
電子メール	2	2		8
ホームページ	0			
その他	0			
合計	4	4	0	12

注1)件数:提出件数(但し、同一主体から複数回に分けて寄せられた意見については1件とする)

注2)項目数:寄せられた個人毎の意見の総数(例 提出件数2件 A氏;2項目、B氏;3項目⇒項目数;5)

(別紙4)

◎お寄せいただいたご意見と、ご意見を考慮した結果(区の考え方)や理由等について下記のとおりまとめました。

No.	主なご意見の概要	区の考え方
1	○ 近所に暴力団まがいの人がおり、困っている。条例が制定され、暴力団を排除する機運が高まれば、このような人間が威張っていらなくなる。悪(暴力団)を排除し、安全・安心の社会を目指して条例が制定されることを喜ばしく思う。	● 今回の区の条例制定は、暴力団が区民の生活及び区の区域内の事業活動に不当な影響を与える存在であるとの認識のもとに、暴力団排除に取り組むために行うものです。より安全で安心して暮らせるまちとするため、条例制定の手続を進めていきます。
2	○ 「暴力団と交際しない」という基本理念が憲法違反と考えられる。	● 「暴力団と交際しない」との基本理念の趣旨は、区民等が、暴力団の威力を利用する又は利用される目的で暴力団員と交際することを防止するものです。全ての交際を否定するものではありませんので、人権侵害にはあたらないと考えております。
3	○ 武器を持たない民間人を警察と同列にし、区民の責務として「排除活動に関する施策に協力」させるのは無理がある。	● 暴力団排除は、単に警察任せにするのではなく、区民、事業者及び関係行政機関等が連携し協力して、地域社会全体として取り組む必要があります。「暴力団排除活動に関する施策」とは、警察や区が行う対策に協力するだけでなく、例えば「用心棒代として暴力団に資金を提供しない。」「暴力団が使用する事務所を提供しない。」などの行為も含めて考えております。
4	○ 「暴力団関係者」の判断が警察による拡大解釈が可能であり、排除活動以外に利用される恐れがある。	● 「暴力団関係者」とは、「暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者」と定義する考えです。「暴力団関係者」か否かの判断は区が行うものであり、区は警察から得た情報だけをもって暴力団員と認定するのではなく、可能な範囲で自らも調査し判断します。
5	○ 「暴力団と交際しない」とすれば、元暴力団員の社会復帰の支援団体まで処罰対象となりかねない。	● 「暴力団と交際しない」は暴力団排除を進めるための基本理念であり、当然に暴力団員からの離脱を促進するための接触までも否定するものではありません。
6	○ 「暴力団排除活動の機運」が醸成され、親族・血縁者まで「関係者」として排除されることを危惧する。	● 単に親族、血縁者というだけでは「暴力団関係者」にあたりません。条例の運用にあたっては、こうした方々への影響にも十分配慮してまいります。
7	○ 犯罪の取り締まりは、社会的身分ではなく、罪を理由とするべきである。	● 今回の条例制定は、暴力団が区民の生活及び区の区域内の事業活動に不当な影響を与える存在であるとの認識のもとに、暴力団排除に取り組むために行うもので、犯罪を取り締まるものではありません。
8	○ 既に都が条例施行しており、時期を置くことなく、都条例で不十分とする根拠が乏しい。	● 東京都条例では、暴力団を区の契約事務や公の施設の貸し出しなどから排除することは定めておりません。区の事業や施設から暴力団を排除するとともに、区民、事業者及び関係行政機関等が連携して地域社会全体として暴力団排除に取り組むため、区として条例を制定することとしました。

No.	主なご意見の概要	区の考え方
9	○ 公的施設の使用制限は、越権行為と言わざるを得ず、何を以って活動助長とするかは、断定不可能。	● 公の施設については、例えば暴力団組長の襲名披露を開催するなど、区が設置する公の施設の利用の目的又は内容が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認められるものについて、使用を制限するものです。
10	○ 「区民の責務」と称して協力を強要するのは、区民等の負担が増加する。	● 暴力団排除は、単に警察任せにするのではなく、区民、事業者及び関係行政機関等が連携し協力して、地域社会全体として取り組む必要があります。区民の方々には、警察や区が行う対策に協力するだけでなく、例えば「用心棒代として暴力団に資金を提供しない。」「暴力団が使用する事務所を提供しない。」なども含めて、協力していただく必要があります。
11	○ 「暴力団を恐れない」というのは、庶民感情からして無理がある。「区、区民、区内事業者等が連携を密にして排除活動に取り組む」という表現にすべき。	● 暴力団排除活動は、区、区民、事業者及び警察の連携と協力により推進する考えで、このことは条例の中に規定します。「暴力団を恐れない」は、東京都条例の基本理念や、警視庁の暴力団追放の「三不運動」でも掲げており、暴力団排除活動を推進する上で欠かせない考えですので、区条例の基本理念の一つとします。
12	○ 「暴力団排除に関する情報」では分かりにくいので、「不当な活動や違法な行為に関する情報」とすべき。	● 条例案では、より具体的に「暴力団排除活動に資すると認められる情報」とし、これを知った場合には区民等の責務として区又は警察等に当該情報を提供することとしてまいります。 一つの例として、暴力団の資金獲得活動については、表面上は合法的に見えても、裏では違法な活動を行っている場合が多々あります。その場合、「不当な活動や違法な行為に関する情報」よりも広い範囲の情報を収集する必要があることが考えられますので、このような表現にすることとしたものです。

問い合わせ先

危機管理室地域安全担当 渡邊・松本
電話：(3312)2111(代) (内線)1585